

令和6年度(2024年度)高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会負担金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、「高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会（以下「連絡会」という。）」に対し交付する負担金について、補助金等の交付の手続きに関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高尾山をはじめとする自然やリニア開通による新たな観光資源など、各市の魅力ある共通項目をリンクさせ、情報発信や観光プロモーションイベントの開催等により、都心部から連携組織を形成する各市へ誘客を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

第3条 この負担金の交付対象は、八王子市・あきる野市・相模原市・大月市・都留市により構成する連絡会が実施する外国人観光客誘致事業とする。

(交付額等)

第4条 負担金の交付額は、予算額を上限とし、前条に定める事業実施に伴い連絡会が支出する経費を5市で按分した金額とする。

(交付申請)

第5条 負担金の交付を受けようとする場合は、負担金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書その他必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する負担金交付申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認められた場合には負担金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 連絡会は、事業計画の内容を変更しようとするとき（事業の中止を含む。）は、負担金事業等変更申請書（第3号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業計画の変更の承認)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認められた場合には負担金事業等変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は全項の規定による承認をしたときは、負担金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第9条 連絡会は、事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は1カ月以内に負担金事業等実績報告書（第5号様式）に事業報告書及び収支決算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。

(負担金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときはその内容を審査し、事業の成果が負担金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、負担金の額を確定し、負担金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(負担金の支払等)

第11条 市長は、第6条の規定により交付すべき負担金の額を確定したのち、当該負担金を概算払いで支払うものとする。

- 2 連絡会は、前項の規定により負担金の支払いを受けようとするときは、負担金（概算払）請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 連絡会は、負担金の概算払を受けたときは、第10条の規定による負担金の額の確定通知書受領後、負担金精算書（第8号様式）を市長に提出し、速やかに負担金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、連絡会が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 負担金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱または他の法令に違反したとき。

(負担金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。